

広報 最上地区広域連合

2025年7月号 No.40



構成町村選出議員の方の交代に伴い、広域連合議会が新たな体制に

左上段から加藤政一議員（戸沢村）、菅原道雄議員（真室川町）、大場洋介議員（金山町）、西野桂一議員（鮭川村）
左下段から高橋秀則議会運営副委員長（真室川町）、栗田保則議長（金山町）、小野宏副議長（戸沢村）、
土田太議会運営委員長（鮭川村）

これまでご尽力に感謝申し上げます

これまで広域連合議会の議長の佐藤一廣さん（真室川町）、議員の沼澤道也さん（金山町）、平野勝澄さん（真室川町）が退任されました。これまでの議会運営にご尽力いただき、本当にありがとうございました。

国民健康保険資格確認書及び資格情報のお知らせが更新されます (有効期限：令和8年7月31日まで)

○8月1日より国民健康保険資格確認書が変更となります（今年度の資格確認書はネズミ色です）。

マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書が、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせが交付されます。

以前ご利用の保険証（うぐいす色）または資格確認書（紫色）はすでに有効期限が切れているため、ご使用できません。8月以降は新しく発行された資格確認書又はマイナ保険証をご利用ください。

また、限度額適用認定証も8月で更新されます。限度額適用認定証とは、窓口での支払いが高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に掲示する証です。認定証が必要な方は、最上地区広域連合またはお住まいの町村の役場担当課で交付申請手続きを行ってください。

最上地区広域連合執行体制（令和7年7月1日現在）

執行部	連合長	新田 隆治（真室川町長）
	副連合長	佐藤 英司（金山町長）
	副連合長	加藤 文明（戸沢村長）
	副連合長	元木 洋介（鮎川村長）
議会	議長	栗田 保則（金山町議会議長）
	副議長	小野 宏（戸沢村議会議長）
	議会運営委員長	土田 太（鮎川村議会議長）
	議会運営副委員長	高橋 秀則（真室川町議会議長）
	議員	大場 洋介（金山町議会議員）
	議員	菅原 道雄（真室川町議会議員）
	議員	西野 桂一（鮎川村議会議員）
	議員	加藤 政一（戸沢村議会議員）
監査委員	代表監査委員	丹 洋一（金山町代表監査委員）
	議会選出監査委員	加藤 政一（戸沢村議会議員）
選挙管理委員会	委員長	熊谷 佳之（鮎川村）
	委員長職務代理者	高橋 利夫（真室川町）
	委員	高橋 良孝（金山町）
	委員	庄司 純司（戸沢村）
	補充員	丹 憲明（金山町）
	補充員	高橋 章（真室川町）
	補充員	土田 清八（鮎川村）
	補充員	安食 清一（戸沢村）

（※広域連合選挙管理委員会委員の任期は令和9年5月19日までです。）

事務局	事務局長	海藤 直明（真室川町より派遣）
	総務出納班長	横田 潤平（戸沢村より派遣）
	総務出納班	土田 澄江
	総務出納班	高橋 真由美
	医療保険班長	小松 多恵子（金山町より派遣）
	医療保険班	三原 美郷（戸沢村より派遣）
	医療保険班	三上 凌太（金山町より派遣）
	医療保険班	野尻 有美子
	医療保険班	岸直子
	賦課収納班長	岸田 豊和（鮎川村より派遣）
	賦課収納班	芦原 いづみ

4月議会臨時会

—個人情報保護に関する条例を可決、選任人事同意—

令和7年第1回臨時議会が4月23日に開かれ、条例改正1件が原案どおり可決されました。議案の内容は以下のとおりです。また、代表監査委員、議会選出監査委員の選任（P2に掲載）が同意されました。

最上地区広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める条例の改正を行いました。



新たに連合議員となられた
高橋 秀則議員（真室川町）



新たに連合議員となられた
菅原 道雄議員（真室川町）



令和7年4月臨時会



監査委員に選任された
丹 洋一氏



監査委員に選任された
加藤 政一議員

6月議会定例会

—議会定例会条例を可決—

令和7年第2回定例議会が6月26日に開かれ、条例改正1件が原案どおり可決されました。議案の内容は以下のとおりです。

最上地区広域連合議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について
定例会の開催について年4回から年2回へ変更する条例の改正を行いました。



新たに連合議員となられた
大場 洋介議員（金山町）



令和7年6月定例会

令和7年度 国民健康保険料率は据え置き

令和7年度の国民健康保険料率の設定については、国民健康保険運営協議会の答申を受け、構成4町村で検討した結果、令和6年度決算見込みの令和7年度への繰越額や今後の医療費の伸び等を考慮し、保険料率は据え置くことになりました。

近年は、医療の高度化、被保険者数の減少及び高齢化の進展等で医療費が増大する傾向にありますが、最上地区広域連合では、国保事業を広域化することで、安定した財政運営と負担軽減を図ることができる利点を生かした運営に努めてまいります。

令和7年度における制度変更は、賦課限度額の見直しにより、医療保険分66万円、後期高齢者支援金分26万円、介護保険分17万円となります。

【令和7年度保険料率】

	医療分	支援金分	介護分
所得割	7.0%	2.3%	2.0%
均等割（1人あたり）	24,000円	8,300円	9,700円
平等割（1世帯あたり）	24,800円	8,400円	6,600円
特定世帯	12,400円	4,200円	
特定継続世帯	18,600円	6,300円	
賦課限度額 (対前年比)	660,000円 (+10,000円)	260,000円 (+20,000円)	170,000円 (同額)

【令和7年度 保険料納期限・口座振替日一覧表】

納期限		口座振替日		
期別	納期限	期別	振替日	再振替日
第1期	令和7年 7月31日(木)	第1期	令和7年 7月25日(金)	令和7年 8月 7日(木)
第2期	令和7年 9月 1日(月)	第2期	令和7年 8月25日(月)	令和7年 9月 8日(月)
第3期	令和7年 9月30日(火)	第3期	令和7年 9月25日(木)	令和7年10月 7日(火)
第4期	令和7年10月31日(金)	第4期	令和7年10月27日(月)	令和7年11月 7日(金)
第5期	令和7年12月 1日(月)	第5期	令和7年11月25日(火)	令和7年12月 8日(月)
第6期	令和7年12月26日(金)	第6期	令和7年12月25日(木)	令和8年 1月 9日(金)
第7期	令和8年 2月 2日(月)	第7期	令和8年 1月26日(月)	令和8年 2月 9日(月)
第8期	令和8年 3月 2日(月)	第8期	令和8年 2月25日(水)	令和8年 3月 9日(月)

※令和8年4月27日(月)と令和8年5月11日(月)については、未納となっている全ての納期が口座振替の対象となります。ご理解とご協力をお願いします。

◆ こんなときは届出が必要です ◆ ～国民健康保険の届出を忘れずに～

国民健康保険料のお知らせをお送りした後に、「職場の健康保険に入っているけど、保険料のお知らせが届いた。」というお問い合わせが多く寄せられます。

国民健康保険は、職場の健康保険（協会けんぽ、共済組合などの社会保険等）と異なり、加入するときもやめるときも、世帯主が責任をもって届出を行わなければなりません。

正しい国民健康保険の届出により、正しい国民健康保険料を計算することができます。下記の事例に該当される場合は、速やかに各町村国保窓口に届出をお願いします。

国民健康保険に加入する手続きが必要なおもな事例

職場の健康保険などをやめたとき、家族の健康保険などの扶養からはずれたとき
(持ち物) 健康保険などの資格喪失連絡票、雇用保険被保険者離職票など

国民健康保険をやめる手続きが必要なおもな事例

職場の健康保険などに加入したとき、家族の健康保険などの被扶養者になったとき

※全ての届出にマイナンバーカード（個人番号カード）又は、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類が必要です。

最上地区広域連合医療給付事業(福祉医療制度)について

福祉医療制度とは、一定の要件を満たす方の医療保険の一部自己負担金を山形県と町村が負担し、無料化する制度です。

医療給付を希望される方は、お住まいの町村福祉医療担当窓口にて申請手続きをお願いいたします。

●重度心身障がい(児)者医療証

下記のいずれかに該当し、町村民税所得割額が23万5千円未満の方が対象となります。

- ① 身体障害者手帳（1級または2級）
- ② 精神障害者保健福祉手帳（1級）
- ③ 療育手帳（A）
- ④ 障害基礎年金証書（1級）
- ⑤ 恩給証書（精神障がいによる特別項症または第一項症）
- ⑥ 特別児童扶養手当証書（1級）

●子育て支援医療証

0～18歳（18歳に到達する日以降の最初の3月31日まで）の乳児、児童、生徒が対象となります。

※出生や転入などの異動があった際や、小学4年生以上の方が入院する際は申請が必要となります。

●ひとり親家庭等医療証

所得税が課税されていないひとり親家庭等の方（未婚の方も含む）が対象となります。

- ① 配偶者のない女子または男子で18歳以下の児童を扶養している方
- ② 上記①の方に扶養されている18歳以下の児童
- ③ 父母のない18歳以下の児童

高額療養費制度について

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額がひと月で上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。

詳しくは、7月下旬に送付されます国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせに同封のパンフレット（かんたん国保）をご参照ください。

◆申請方法

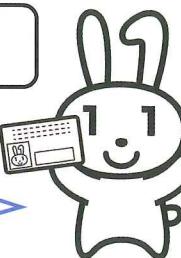
最上地区広域連合では、高額療養費に該当する世帯に対して、申請のお知らせと申請書をお送りしております。お知らせがお手元に届くまでは、診療月から概ね2～3ヶ月後となりますので、あらかじめご了承ください。

※医療機関におけるレセプトの確定や、山形県国民健康保険団体連合会での審査等には一定の時間を要しますので、ご理解をお願いいたします。

マイナ保険証をご利用の方も、まだお持ちでない方も
これまでどおり医療機関等を
ご受診いただけます。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？



ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。
また、ご高齢の方や、障がいをお持ちの方など、配慮が必要な方は、加入している医療保険者に申請することで資格確認書を取得できます。親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを
健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある
顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



まずはマイナンバーカードを持っているかご確認ください！

マイナンバー総合
フリーダイヤル
0120-95-0178
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



資格確認書
について



夜間などの子どもや大人の急な病気の相談には

山形県救急電話相談の利用を！

●救急電話相談とは？

医療機関の診療時間外の、午後6時から翌日午前8時までの時間帯に、急なケガや体調不良になった時に相談ができるサービスです。専門的な知識を持つ看護師等が対応します。

●なぜ電話相談ができるようになったの？

昼間は元気だったのに、夜になら急に具合が悪くなかったことはありませんか？翌日に医療機関を受診するとしても不安な気持ちで夜を過ごすのは心細いものです。そんな不安を少しでも解消するための電話相談です。

●どんな時に利用できるの？

- ・子どもの急な発熱、嘔吐、下痢等に対する相談。
- ・急な体調の変化でどうしたらいいか判断に迷ったとき。
- ・家族の体調が悪くて救急車を呼ぶべきか迷ったとき。など

●利用する際にご理解いただきたいこと

- ・電話相談は、診療行為や医療行為ではなく、電話での専門的なアドバイスにより相談者の判断の参考としていただくものです。
- ・相談時間はおおむね10分以内でお願いします。
- ・相談料は無料ですが、通話料は相談者の負担となります。

15歳未満の相談は

小児救急電話相談

県内のプッシュ回線・携帯談話

#8000

ダイヤル回線・IP電話からは

023-633-0299

15歳以上の相談は

大人の救急電話相談

県内のプッシュ回線・携帯談話

#7119

ダイヤル回線・IP電話からは

023-633-0799

金山町／真室川町／鮎川村／戸沢村／最上地区広域連合

特定健診の受診をお忘れなく!!

特定健康診査（特定健診）は、メタボリックシンドロームの要因である「内臓脂肪」の蓄積度合いを調べ、生活習慣病の早期発見のために行うものです。

生活習慣病は自覚症状なく進行するのが特徴であり、コロナ禍の生活変化で生活習慣病のリスクは高まっているおそれがあります。

特定健診は、健康状態を正しく知ることで、気づかぬうちに忍びよる生活習慣病からあなたの身を守ることにつながりますので、積極的に受診しましょう。

◆特定健診の対象者

40歳～75歳未満すべての方が対象です。

（通院治療中の方も受診対象者です。）

40歳または41歳の方については、自己負担なしで受診できます。

（鮎川村のみ41歳の方が対象）



◆健診の内容 腹囲測定などで内臓脂肪の蓄積を調べます。さらに、基本的な検査と喫煙歴などの生活習慣についての問診が行われます。特定健診の結果および質問票の結果などを考慮し、それぞれに合わせた保健指導を行い、生活習慣改善を支援していきます。

※最上地区広域連合では、特定健診の申し込みがなかった方や、申し込みはあったが受診されなかった方に、ハガキ等で受診をお勧めしています。

◆メタボリックシンドロームの診断基準

内臓脂肪型肥満

ウエスト周囲径（おへそ部分）

男性 85cm以上 女性 90cm以上

男女ともに内臓脂肪面積 100cm²に相当！



血圧値高め

収縮期血圧 130mmHg以上
または
拡張期血圧 85mmHg以上

血糖値高め

空腹時血糖値 110mg/dl以上

脂質異常

中性脂肪 150mg/dl以上
または
HDLコレステロール 40mg/dl未満

※これらのうち1つ当てはまる場合・・・メタボリックシンドローム予備軍（動機付け支援）
これらのうち2つ以上当てはまる場合・・・メタボリックシンドローム該当者（積極的支援）

◆特定保健指導とは？

メタボリックシンドロームのリスクが高く、生活習慣の改善で予防が期待できると判定された方が対象となります。

リスクレベルに応じ、「動機付け支援」と「積極的支援」の2種類があります。

どちらの支援も保健師や管理栄養士などの専門家の指導のもと、生活習慣改善のサポートが受けられます。

マイナポータルで健診結果を閲覧するには、事前にマイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が必要です。

ご存じですか？

マイナポータルで健診結果が閲覧できます!!

★マイナポータルとは？

政府が運営するオンラインサービスです。行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできる自分専用のサイトです。

※詳しくはデジタル庁ホームページ（<https://services.digital.go.jp/mynaportal>）をご覧ください。

★対象者

40歳から74歳までの特定健診を受けた方

※後期高齢者医療健診を受けた方も閲覧できます。

※職場の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）に加入中の方は、それぞれの保険者にお問い合わせください。

★閲覧方法

- マイナポータルにアクセスし、ログインする。
- メニューから『わたしの情報』→『健康・医療』→『健康診断・健診情報』の順番に選択していく。
- 取得情報が『特定健診情報・後期高齢者健診情報』であることを確認する。
- 確認したら『表示する』を選択する。

★データの反映期間

【目安】健診を受診してから約2～3か月後

※健診を受けた医療機関等からの情報提供時期により遅れることがあります。

★特定健診を受けましょう

年度末時点で40歳から健診受診日に74歳までの方が受ける、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査のことを「特定健診」といいます。

毎年の健診結果を見比べることで、わずかな身体の変化に気づくことができるとともに、生活習慣の改善や疾病予防に繋がります。

金山町役場健康福祉課健康係 真室川町福祉課健康係

鮎川村健康福祉課健康推進係 戸沢村健康福祉課健康推進係

最上地区広域連合

保険料納付は口座振替が便利です！

口座振替の手続きは、通帳と印鑑を持参の上、最上地域内の山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、新庄信用金庫、もがみ中央農協、金山農協、ゆうちょ銀行で出来ます！

保険料って どんなしくみ？

私たちが納める保険料は、国保を支える貴重な財源です。保険料を納めないと国保の運営に支障をきたします。

きちんと期日以内に納めましょう！

保険料の納め方

その年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を保険料として、次の3つの項目を組み合わせて、一世帯当たりの金額を負担していただくことになります。

・所得割

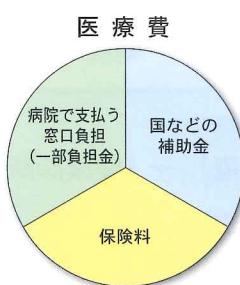
その世帯の所得に応じた計算

・均等割

その世帯の加入者数に応じた計算

・平等割

一世帯当たりにいくらと計算



いつから納めるの？

国保に加入する資格が発生した月から納めなければなりません。届け出をした日ではありませんので、注意しましょう。

Q. 10月に資格発生したのに届け出が遅れて
12月に届け出をした場合は？

A. 保険料は10月分からの納付となります。
国保の加入資格が発生した月までかかる
ばって納めなければなりません。

Q. 10月15日に国保を脱退した場合の
納付月は？

A. 保険料は前月の9月分までの納付となり
ます。

国民健康保険の届出

こんなときは必ず **14日以内** に届け出を

こんなとき	届け出に必要なもの
ほかの市区町村から転入してきたとき	転入前の市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
こどもが生まれたとき	マイナ保険証または資格確認書、母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国籍の人が加入するとき	在留カード
ほかの市区町村に転出するとき	マイナ保険証または資格確認書
職場の健康保険に加入したとき	マイナ保険証または資格確認書、職場の健康保険の資格確認書(未交付の場合は加入したことを証明するもの)
職場の健康保険の被扶養者になったとき	マイナ保険証または資格確認書、死亡を証明するもの
国保被保険者が亡くなったとき	マイナ保険証または資格確認書、保護開始決定通知書
生活保護を受けるようになったとき(届け出不要の場合があります)	マイナ保険証または資格確認書、在留カード
外国籍の人がやめるとき	マイナ保険証または資格確認書、在留カード
住所が変わったとき	
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、一緒になつたりしたとき	マイナ保険証または資格確認書
修学のため、別に住所を定めるとき	マイナ保険証または資格確認書、在学証明書

- 届け出にはマイナンバーカード（個人番号カード）、またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類もお持ちください。
- マイナンバーカードや資格確認書を紛失したときや、その他届け出に必要なものについて確認したいときは、お住まいの市町村の国保窓口へお問い合わせください。
- マイナ保険証で医療機関等を受診する場合も国保の加入及びやめるなどの手続きは省略できません。必ず届け出をしてください。

発行・編集／最上地区広域連合事務局 山形県新庄市城南町5番11号

TEL.0233-29-6111 FAX.0233-29-6112
E-mail mogami-kouikirengou@snow.ocn.ne.jp

広域連合加入者数（令和7年6月末現在）

◎被保険者数 3,992人
◎国保世帯数 2,560世帯